

京都市告示第211号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館別館を閉館  
します。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

臨時に閉館する日 令和5年7月11日（火）

（美術館）